令和５年１０月１３日

保育園

認定こども園

（幼稚園型を除く）

地域型保育事業所

認可外保育施設

設置者各位

幼保運営課長

令和５年度　新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合における「緊急時の職員確保（割増賃金、手当等）」や「職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃費用等）」に要する費用補助　当初交付申請書の提出について（依頼）

日頃から、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、補助金の申請をされる場合は、以下のとおり書類の提出をお願いいたします（**申請を行わない場合は提出不要**です）。

１　提出書類

（１）別添『02 令和５年度　「緊急時の職員確保（割増賃金、手当等）」や「職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃費用等）」に要する費用補助に係る入力様式』の各シート

まずは「入力シート」に入力いただいた上で、全てのシートを印刷し**紙媒体でご郵送**願います（末尾に★印のある書類は押印が必要です。）。

ア　入力シート

「緊急時の職員確保（割増賃金、手当等）」を申請する場合は、手当等の支払い（予定）が分かるものも、合わせてご提出ください。

イ　【様式１】交付申請★

ウ　（別紙１）経費一覧表

エ　理由書 ※「その他、感染拡大を防止する観点から必要と考えられる物品」を購入した場合のみ

（２）その他挙証資料　※別紙：補助対象（３ページ目）も合わせて参照ください。

　現時点では提出不要ですが、実績報告（令和６年２月予定）の際には以下の書類が必要となりますので、予めご留意ください。

ア　契約書や発注書、請求書等

令和５年度に契約等（発注、契約、納品）をしたことが確認できる書類

イ　品目の確認できる領収証

ウ　該当職員に手当等を支払ったことが分かる支払明細書等

２　提出期限

**令和５年１１月１０日（金）必着でご郵送**願います（**事前のデータ提出は不要**）。

３　提出先

〒260-8722　千葉市中央区千葉港1－1千葉市役所新庁舎高層棟8階　幼保運営課

４　１園当たりの補助限度額（補助率１０／１０）　※定員（1号～3号）に応じて変わります。

**定員60人以上：５０万円　定員20人～59人：４０万円　定員19人以下：３０万円**

分園がある園は、本園と分園を合わせた定員で判断

５　補助対象

　　別紙（次ページ）のとおり　※以下、記載のとおり変更点有

６　昨年度の補助との主な変更点

・令和５年度より、**感染者や濃厚接触者が発生した後**に必要となった人件費（割増賃金・手当等）や、消毒清掃費用等が補助対象となります。

・**感染者や濃厚接触者が発生する以前**に感染予防のために購入する物品(予め購入したマスク等の衛生用品にかかる経費など)は、**補助対象外**となりますのでご注意ください。

★令和５年度補助対象事業

1. 事業所の職員や利用者について、**新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、**保育所等設置者及び運営事業者において、緊急的に職員の確保を実施する事業
2. 事業所の職員や利用者について、**新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、**感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくため、職場環境の復旧・環境整備等を実施する事業

７　その他

（１）実績報告に係る依頼は令和６年２月頃を予定しており、提出の締め切りは３月末を予定しております。皆様におかれましては、可能な限り早期の提出にご協力をお願いいたします。

（２）補助金の支払いは実績報告の内容が固まり次第行います（令和６年４～５月頃予定）。

（３）交付申請書等を提出後に、購入予定物品に追加・変更が生じた場合は、実績報告の際にその内容を反映していただければ結構です（既にご提出いただいている交付申請書等を差し替えていただく必要はございません。）。

（問い合わせ）

　千葉市　こども未来局　幼児教育・保育部　幼保運営課

　助成第一班　電話：043-245-5729（保育園・認定こども園・地域型保育事業所）

　助成第二班　電話：043-245-5735（認可外保育施設）

（別紙：補助対象）

**現段階では提出不要。実績報告時（令和６年２月予定）に要提出**



【上記補助対象に係る補足】

〇「上記Ａの補助金」について

・勤務時間内に行った消毒や清掃の実施に伴う手当なども対象となります。

・給与規定等でどの業務に対する手当か明記して下さい。

　　また、いつ何時間どの程度勤務したかを整理する必要があります。

・**申請頂いた人件費等は「配置基準補助金」等の他の補助金の対象外**となります。

　　経費の切り分けについては、慎重にご確認願います。

【参考：よくある質問と回答】

■質問と回答①

　・質問内容

　　ネット上で購入したもの等は補助対象となるか。

　・回答内容

　　補助対象となりますが、以下の書類に類するもの（ネット上の画面の写し等でも構いません。）が必要です。

　　　①契約書や発注書、請求書等、令和５年度に契約等（発注、契約、納品）をしたことが確認できる書類。

②品目の確認できる領収証

■質問と回答②

　・質問内容

　　当初交付申請の内容と実績報告の内容が同一でなくても問題ないか。

　　（当初交付決定の金額を超過する、あるいは当初交付申請時と物品が変わるなど）

　・回答内容

　　問題ございません。

　　なお、補助限度額を超えた金額は、園の自己負担となりますので、予めご了承ください。

■質問と回答③

　・質問内容

　　感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費)は対象とならないと考えてよいか。

　・回答内容

　　補助の対象外となります。

■質問と回答④

　・質問内容

　　１つの園で複数回感染者や濃厚接触者等が発生した場合、当該園の基準額内であれば補助金を活用することは可能か。

　・回答内容

　　園の基準額内であれば可能です。

ただし、補助の申請上は金額を合計して行う必要があります。

（例：４月、１２月に感染者等が発生しそれぞれ１０万円の経費発生→２０万円で申請）

■質問と回答⑤

　・質問内容

　　「感染者」については、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。

　・回答内容

　　園の利用者または職員で、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む。)により陽性となった方を指します。

■質問と回答⑥

　・質問内容

　　「濃厚接触者等」とはどのようなものが含まれるか。

　・回答内容

　　園の職員が高熱等の症状により、PCR検査を受け、その結果が出るまでの待機期間が発生している場合のほか、同居家族が濃厚接触者となった場合等を想定しています。

■質問と回答⑦

　・質問内容

　　感染者や濃厚接触者等であることをどのように確認するのか。また、園で感染者や濃厚接触者等が発生したことを証明するために備えておくべきものはあるか。

　・回答内容

　　園は対象者から電話連絡等での報告による把握が考えられ、園においてはその内容を記録し、本市から提出を求められれば提出できるよう準備をお願いします (医療機関からの証明書の確認は不要です)。

■質問と回答⑧

　・質問内容

　　今回の交付申請の時点（１０月～１１月）では感染者や濃厚接触者等がおらず、補助の申請は行わないが、今後感染者や濃厚接触者等が発生し、補助の申請が必要となった場合はどのように対応するべきか。

　・回答内容

　　２月に予定している実績報告の際に、交付申請と合わせて書類を提出頂く形を想定しています。